

新潟県立高田北城高等学校 2 学年研修旅行業務
事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立高田北城高等学校 2 学年研修旅行事業

(2) 事業の目的

本事業は、(1) の企画・準備・添乗及び必要となる事務作業を、安全かつ円滑に実施し、研修旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 参加人数 (予定)

249 名 (生徒 240 名、引率教員 9 名)

(5) 業務内容

別紙「新潟県立高田北城高等学校 2 学年研修旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

75,000 円 (事前指導・事後指導、保険料も含む。消費税及び地方消費税を含む。また、旅行実施までの消費税増税の場合も予算内であること。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社 (営業所又は事務所を含む) を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去 5 年以内 (平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで) に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行 (修学旅行を含む) の受託実績があること
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく清算の開始又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、随時、説明会を実施する。

- (1) 期日：令和3年4月19日（月）から令和3年4月22日（木）
- (2) 会場：県立高田北城高等学校

※ 説明会参加を希望する場合は、電話にて問い合わせ先まで連絡願います。

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

別紙様式 「参加申込書」

イ 申込み期限：令和3年4月23日（木）17：00時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：持参、郵送、ファックス

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、4月26日（月）17：00までに提案資格の確認結果の通知を行う。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和3年4月28日（水）13：00まで

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参、郵送、ファックス（様式任意）

(2) 回答

ア 期日：令和3年4月28日（金）17：00まで

イ 回答先：上記4により申込のあった全参加者

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 11部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ア) 基本的な考え方

① 研修旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

① 旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

② 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

- ① 交通手段
- ② 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後研修、現地研修

- ① 研修の内容やねらい、効果
- ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- ② 保険の内容

イ 見積書 11部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること（様式任意）

(2) 提出期限

ア 期限：令和3年5月11日（火）13：00（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア 参加者は1つの提案しかできないこと

イ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する場合がある。

なお、詳細については、必要に応じて別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

別紙に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、総合的評価を行う。本校の研修旅行に関して、最も優れた提案を行った者と次点の者を特定する。

(2) 審査基準

別紙に定める審査基準に基づき、企画内容、業務遂行能力、実績、経費等を審査する。

9 プロポーザルの日程

5月13日（水）15：00～本校多目的室にて

10 審査結果の通知

審査結果については、5月24日（月）17：00までに提案者それぞれに文書により通知する。

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問合せ先

〒934-8525 上越市北城町2丁目8番1号

新潟県立高田北城高等学校 担当：釜島 孝一

電話番号：025（522）1164

FAX：025（526）1579

13 その他留意事項

(1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者

新潟県立高田北城高等学校 2 学年研修旅行事業委託仕様書

1 委託事業名

新潟県立高田北城高等学校 2 学年研修旅行事業

2 研修の目的

本事業は、キャリア教育や芸術鑑賞、班別グループ学習等を通じて、規律正しい集団行動を行う中で、教養を深め、自主性を養い、他者の立場や社会生活などを理解する力を身につけるとともに、世界的な視野で物事を捉える力を醸成し、生徒の学ぶ意欲を高めることを目的とする。

3 旅行期日

令和4年10月12日（水）～ 10月14日（金）の2泊3日とする。

4 予算

75,000円を上限とする。（事前指導・事後指導、保険料も含む。消費税及び地方消費税を含む。また、旅行実施までの消費税増税の場合も予算内であること。）

5 企画内容（概要）

（1）方面・場所と主たる内容

方面：東京を中心とする関東方面

① キャリア教育（企業訪問、職場体験、大学見学など）

② 芸術鑑賞

③ グループ自主研修

④ その他知見を広めるための見学

（2）交通手段

往路：新幹線又はバス 復路：新幹線又はバス

（3）宿泊

同一宿泊施設での連泊

6 参加人数（予定）

249名（生徒240名、引率教員9名）

7 委託業務の内容

- (1) 研修旅行の日程表の作成
- (2) 旅行中の交通手段及び宿泊先の確保
- (3) 研修旅行等の企画及び現地でのサポート
- (4) 国内における保護者説明会及び事前・事後研修の企画・運営
- (5) 研修旅行に係る危機管理（特にアレルギーを持つ生徒への対応を含む）、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談
- (6) 事業実施にかかる諸手続等
- (7) 研修旅行のしおりの作成、参加者への事前・事後の諸連絡及び実施期間中の参加者の一般的な健康管理等
- (8) 添乗員
 - ・ 出発から帰着まで、添乗員は3名以上であること
 - ・ 女子生徒対応のため、女性添乗員を1名配置すること

8 その他

- (1) 事前・事後研修及び現地研修一切に係る費用を見積もること
- (2) 費用変動（燃油等）があるものについては、その旨を明記すること
- (3) 提示した内容以外に係る費用（個人的費用、例えば旅券取得、査証、任意保険料、旅行期間中の飲食経費、その他必要と考えられる諸費用等）についても、参考として別紙提出すること